

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年9月10日～2020年9月16日)

令和2年(2020年)9月18日

H E A D L I N E S

<b>政治</b> 5月実施予定の大統領選挙をめぐる違憲判決 新型コロナウイルス感染症対策法の改正をめぐる論争 動物保護法改正案をめぐる与党内の対立 ソロフ国家安全保障局長官、英国防衛装備調達大臣と会合 ポーランド軍、クジナ・ヴィエルカに巨大な警戒レーダー建設予定 モラヴィエツキ首相のV4首脳会合への出席 モラヴィエツキ首相による「ベラルーシのためのマーシャル・プラン」の発表 ドゥダ大統領のバチカン市国及びイタリア訪問の発表 欧州議会におけるポーランドの法の支配の状況に関する議論 トルコへのポーランド軍派遣を決定 シリア・ギリシャへの難民支援策の発表 新駐ポーランド独大使による信任状捧呈式の実施 ドゥダ大統領による第75回国連総会への出席の発表 フォン・デア・ライエン欧州委員長によるLGBTフリーゾーンに関する発言
<b>治安等</b> モラヴィエツキ首相、警察官の身辺の安全強化を表明 国家警察本部がサイバー犯罪について注意喚起 新たな道路交通標識案 ポーランド・ベラルーシ間の国境は通常通り機能
<b>経済</b> エミレヴィチ開発大臣、政府による新たな企業支援に言及 閣僚評議会、最低賃金の引き上げ法案を採択 政府、投資促進のための新戦略を検討 ムーディーズ、ポーランドの格付けを維持 8月の物価動向 独におけるアフリカ豚熱(ASF)の豚肉価格への影響 ポーランド外科用ロボット市場動向 PKN Orlenによる水素ハブ建設計画 人工知能(AI)戦略の検討状況 バルティックパイプライン建設計画 当地企業のヨーロッパクリーン水素同盟参加 PGG労働組合連帯のPEP2040見方 原子力に関する受容調査 フランスとの原子力協力
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。  
問合せ先 大使館領事部 電話 26965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>	
---	--

**政 治**

**内 政**

**5月実施予定の大統領選挙をめぐる違憲判決【15日】**

15日、マゾヴィエツキエ県行政裁判所は、5月に実施予定であった大統領選挙に際し、モラヴィエツキ首相がポーランド郵便に対し郵便投票の準備及び実施を指示した決定には法的根拠がなく、憲法や選挙法を含む諸法律に違反するとの判決を下した。同裁判所は、決定がなされた時点の法規定では、郵便投票の対象は障害者、検疫隔離措置の対象者及び60歳以上の高齢者に限定され、他の有権者の郵便投票は認められていなかったとし、同時点での郵便投票のみによる選挙実施は、平等性、直接性及び秘密性の要求を満たさないとの見解を示した。今後、政府は本判決を不服とする場合、最高行政裁判所に控訴が可能である。

**新型コロナウイルス感染症対策法の改正をめぐる論争【16日、17日】**

16日、与党「法と正義」(PiS)は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策法の改正案を下院に提出した。同法案には、政府職員が法律に違反したとしても、その職員がCOVID-19対策を目的として公的利益のために活動し、その行為の実現が法的義務の違反なくして不可能または極めて困難であった場合には、本法律違反を不処罰とする規定の

追加が含まれており、野党に加え与党内からも批判がなされた。17日、連立与党「連帯ポーランド」党首であるジョブロ法相は、同党所属の議員は現時点の改正案には反対票を投じるとの立場を表明し、法に対する平等は政権与党にとって非常に重要な価値観であると述べた。同日、テルレツキ下院副議長(PiS院内総務)は、政府職員の不処罰に関する本改正案を取り下げる方針を示した。

**動物保護法改正案をめぐる与党内の対立【18日】**

18日、下院は、11日に与党「法と正義」(PiS)の提出した動物保護法の改正案の投票を行い、賛成356票、反対75票、棄権18票で同法案を可決し、上院に送付した。同改正案は、ウサギを除く毛皮用の動物飼育やサーカス等のエンターテインメントでの動物の使用の禁止、儀式における動物殺害の制限、動物保護区の管理強化、動物問題に関する評議会の設立等を定めている。同法案には、大部分の野党議員が賛成したものの、アルダノフスキ農業・農村開発大臣をはじめ、連立与党「連帯ポーランド」所属の全議員、連立与党「合意」の一部議員等、38名の与党議員が反対票を投じた。同法案をめぐるのは、16日にPiS党本部前にて農業関係者による抗議集会が開催された。

**外交・安全保障**

**ソロフ国家安全保障局長官、英国防衛装備調達大臣と会合【9日】**

9日、ソロフ国家安全保障局(BBN)長官は、ジェレミー・クウィン英国防衛装備調達大臣と会合し、安全保障状況、特にベラルーシ情勢及びポーランドと英国の安全保障政策と国防産業における協力の優先事項について意見交換を行った。同長官は、英国によるNATO東方地域の安全保障に対する意義ある貢献及びキエルツェ(ポーランド)で開催された国際国防産業展示会における英国国防産業の積極的な関与に感謝の意を伝えた。同大臣は、特に、海洋安全保障及び防空の分野におけるポーランド軍のニーズを満たす装備品の近代化に喜んで貢献したいと述べた。

**ポーランド軍、クジナ・ヴィエルカに巨大な警戒レーダー建設予定【10日】**

ポーランド軍は、クジナ・ヴィエルカ(ポーランド南東

部、ウクライナ国境近傍)から数百キロ離れた地域の飛翔体を捉えるため、巨大な警戒レーダー建設を予定している。このような施設の建設構想はこれまでになく、同構想に対して現地住民からは疑問の声が挙がっている。米国では、国境防衛の目的で飛行船のように空中に浮かぶエアロスタットが利用されている。ポーランドでも2017年にはそのような計画について話が挙がっていた。

**モラヴィエツキ首相のV4首脳会合への出席【11日】**

11日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド東部ルブリンにおいて開催されたV4首脳会合に出席し、ベラルーシ情勢、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)、東方政策、ギリシャにおける難民支援等について議論を行った。同会合は、ポーランド議長国下で二度目となるV4首脳会合となった。ベラルーシ情勢について、V4首脳は、ベラルーシとの将来の経済協力について議論し、中小企業やエネルギー政策に

関する共同プロジェクトを欧州理事会において提案することを合意した。また、V4首脳は、ナヴァリニ氏に対する毒物使用事件について共同声明を发出した。同声明は、ロシア国内外の世論が、この事件の真の実行者及びその動機を明らかにするための透明性のある徹底した調査を求めていると強調し、化学兵器の使用はいかなる状況においても全く受け入れられるものではなく、重大な国際法違反であると表明している。

#### モラヴィエツキ首相による「ベラルーシのためのマーシャル・プラン」の発表【14日】

14日、モラヴィエツキ首相は、ベラルーシで自由選挙が行われた場合の経済援助を含む「ベラルーシのためのマーシャル・プラン」を次回の欧州理事会において、V4として提案すると発表した。欧州理事会は9月24日及び25日に予定されている。また、同日午前には、今回で2回目となる政府と野党の代表によるベラルーシ問題に関する協議が行われ、同首相は、ポーランドにとって重要な問題であるベラルーシ情勢に関して与野党が団結することができることを示すものである、と述べた。

#### ドゥダ大統領のバチカン市国及びイタリア訪問の発表【14日】

14日、シュチェルスキ大統領府室長は、ドゥダ大統領が9月23日及び24日にバチカン市国及びイタリアを訪問すると発表した。今回の訪問は、同大統領再選後で初めての外遊となる。同室長は、同訪問は、ポーランドとポーランド国民が、新型コロナウイルス感染症で甚大な被害を受けた連帯を示すものである、と強調した。ドゥダ大統領は、ローマ教皇フランシスコに謁見するほか、マッタレッタ・イタリア大統領及びコンテ首相と会談する予定である。ポーランド出身のローマ教皇ヨハネ・パウロ二世の生誕100周年であることから、同教皇の埋葬地に献花する。

#### 欧州議会におけるポーランドの法の支配の状況に関する議論【14日】

14日、欧州議会は、欧州議会市民の自由・司法・内務委員会(LIBE)が作成したポーランドの法の支配に関する報告書案について議論した。同報告書案は、EU条約第7条の制裁手続開始以降、ポーランドにおける法の支配を巡る状況は悪化しているとし、欧州委員会及びEU理事会に対し、断固とした対応をとることを求めている。また、同報告書は、ポーランドによる具体的な法の支配違反として、憲法法院の機能を含む司法制度、選挙法、集会の自由、中絶の権利、性的少数者に対する差別を挙げている。同報告書案は、17日に欧州議会において採択される見通しである。

#### トルコへのポーランド軍派遣を決定【14日】

14日、ドゥダ大統領は、NATO非戦闘任務としてトルコ、東地中海及び黒海へ最大80名規模の部隊を派遣することを決定した。派遣時期は、2020年9月15日から同年12月31日までを予定している。ソロフ国家安全保障局長官は、同任務においては、同地域における空輸警戒システム(Airborne warning system)のプレゼンス強化、海軍による活動及び偵察活動が行われており、ポーランドは、トルコにM-28ブリザ哨戒機及び偵察機を派遣するとともに、同派遣部隊はトルコ、東地中海及び黒海で任務を遂行すると述べた。

なお、同任務は、TAMT(Tailored Assurance Measures for Turkey)と呼ばれるもので、ポーランド軍が同任務に部隊を派遣するのは初となる。2003年、トルコにおけるイラクの侵攻及び反撃を予期した米国と英国が行った対応準備と歩調を合わせ、ポーランドはトルコへの部隊派遣を準備したが、最終的に見送ったという経緯がある。

#### シリア・ギリシャへの難民支援策の発表【15日】

15日、ヤブウォンスキ外務次官は、600戸以上の仮設住宅をシリア及びギリシャの難民に対して提供すると発表した。156戸は3日以内にギリシャに、500戸は数週間以内にシリア北部に輸送される予定。同日、シマンスキEU問題担当大臣は、移民危機は欧州の問題であり、欧州としての解決が必要であると強調した。また、同大臣は、ポーランドは、移民危機を緩和するために人道支援を拡大してきており、また、同時に自国の国境線の防衛を強化してきている、と述べた。

#### 新駐ポーランド独大使による信任状捧呈式の実施【15日】

15日、アルント＝フライターク＝フォン＝ロールングホーフ新駐ポーランド独大使は、ドゥダ大統領に信任状を捧呈した。同大使の着任に当たっては、6月後半に前大使が離任して以降、8月まで大統領府から承認が得られない状態が続いていた。同大使は、式典において、ポーランドはドイツにとって最も重要なパートナーの一つであり、両国は、我々の先人たちによる残虐な犯罪によって多くのポーランド人が犠牲となったという悲劇的な過去も含む1000年の歴史によって結びつけられている、と述べた。また、同大使は、両国は、前例がないほどの団結及び多面的な協力を進めており、特に新型コロナウイルス感染症に対する欧州の「連帯」は、ポーランドによる教訓である、と述べた。

#### ドゥダ大統領による第75回国連総会への出席の発表【16日】

16日、シュチェルスキ大統領府室長は、ドゥダ大統領が来週からオンラインで開催される第75回国連総会に出席すると発表した。一般討論演説は、22日

から開始され、ドゥダ大統領の演説は2日目午後の部に予定されている。同室長は、今回の演説は、ドゥダ大統領再選後最も重要な政策スピーチとなると述べ、今日国際社会が直面する3つの危機、すなわち、新型コロナウイルス感染症に関連する危機、国家関係における危機、環境問題における危機について、グローバルな連帯を呼びかけるものである、と述べた。ドゥダ大統領は、21日に開催される国連創設75周年記念会合及び30日に開催される生物多様性首脳会合にも出席する予定。

#### フォン・デア・ライエン欧州委員長によるLGBTフリーゾーンに関する発言【16日】

16日、フォン・デア・ライエン欧州委員長は、EUにおいてLGBTフリーゾーンは受け入れられない、と述べ

た。14日に開催された欧州議会では、ポーランドの法の支配の状況について議論され、ポーランドの自治体が議決したLGBTフリーゾーンを宣言する決議について批判がなされていた。同委員長は、自分らしくあることはイデオロギーではなく、アイデンティティーは何者も奪い取ることができない、すべての人々が差別や偏見を恐れることなくありのままにいられるようなEUにおける平等を実現するために不断の努力をしていく、と述べた。また、同委員長は、欧州委は、性的少数者の権利のための戦略を近く発表すると表明し、同戦略は、ある国で両親と認められる場合に、他のすべての国においても親権が認められるといったEU域内における家族の認識を確固たるものとすることを目指すものである、と述べた。

## 治 安 等

#### モラヴィエツキ首相、警察官の身辺の安全強化を表明【16日】

モラヴィエツキ首相は、内務・行政省で行われた記者会見に出席し、土曜日に発生した事件（12日、ヤボジナ・シロンスカで起きた男性2名による警察官への暴力事件。暴行を加えている映像がインターネットに投稿された）に関連して、同事件を非常に悪質で到底受け入れられないと述べた上で、警察官の身辺の安全を強化すると表明した。また、同会見に同席したカミンスキ内務・行政大臣は、今月末までに警察官への暴行にかかる罰則を強化する改正案を首相に提出すると明らかにした。改正案を提出する狙いについて、同大臣は、罰金額の引き上げや出廷の義務などを挙げた上で、高額な金銭的罰則は、潜在的な犯罪を抑制すると述べた。同大臣によると、2015年から2020年8月までの間に警察官の生命を脅かす事案が20,000件以上、警察官に対する暴行事案は約1,500件発生したという。また、同期間に起きた警察官に対する侮辱の件数は、50,000件以上であったとのことである。

#### 国家警察本部がサイバー犯罪について注意喚起【16日】

国家警察本部は、HP上において、今年におけるサイバー犯罪の被害額が既に200,000ズロチを上回っていると指摘した上で、同犯罪の手口を例示し注意を呼びかけた。例示された手口は次のとおりである。まず、「必ず儲かる」といった広告をソーシャル・ネットワークを通じて送信し、架空の会社のログインページに誘導する（この時、入会登録などで手数料の支払いが求められる）。その後、しばらくするとアカウント管理に関する技術的な問題が発生したな

どとして、問題を解決するため「コンサルタント」から連絡があり、問題を取り除くプログラムをインストールするよう要求される（同プログラムはPCを乗っ取り、外部からの遠隔操作を可能にするもの）。そして、今度は銀行にログインするよう要求し、その通りログインしてしまうと、銀行口座や預金額が盗み見られてしまうということになる。

同本部は、こうした犯罪の被害者のほとんどは、SNSやインターネット・バンキングなどを積極的に活用する40歳以下の人たちであると指摘し、被害にあわないために、△PCの遠隔操作ができるようになるプログラムのインストールを控える、△個人情報をサイトに送信する前に信頼性を十分に確認する、△複数の情報で広告の信頼性を確認することなどを対策として挙げた。

#### 新たな道路交通標識案【16日】

インフラ省は、HP上で、新たな道路交通標識の案を明らかにした。同HP上で示されたのは、駐車料金が課せられる区域に入ることを示す標識（D-44a）、次の給油場や休憩エリアまでの距離などの情報を集約して示す標識（D-34b）、高速道路入り口までの距離を示す標識（F-14d～f）である。

#### ポーランド・ベラルーシ間の国境は通常通り機能【17日】

ルカシェンコ・ベラルーシ大統領は、17日夕方、ポーランド及びリトアニアとの国境を閉鎖せざるを得なくなっているなどと発言したが、ポーランド外務省によると、同日現在、ポーランド・リトアニア間の国境は閉鎖されておらず、現在も通常通り機能しているという。

## 経 済 経済政策

**エミレヴィチ開発大臣、政府による新たな企業支援に言及【11日】**

エミレヴィチ開発大臣は、政府が検討中の新たな企業支援について言及した。同案では、投資額や分野にかかわらず、工場等の自動化のための投資を行う場合に、投資額の50%を控除することが可能となる。また、リースや機械操作に関する従業員の研修費にも適用可能という。同大臣によると、同支援に必要な費用は2025年までに総額11億ズロチに上る見込みである。2021年1月1日の施行を目指しており、近々パブリック・コンサルテーションが実施される予定。

**閣僚評議会、最低賃金の引き上げ法案を採択【15日】**

15日、閣僚評議会は、2021年の最低月額賃金及び最低時給について、それぞれ現在の2,60

0ズロチ(約585ユーロ)から2,800ズロチ(約630ユーロ)、17ズロチから18,30ズロチへと7.7%引き上げる法案を採択した。

**政府、投資促進のための新戦略を検討【16日】**

政府は、外国資本の投資誘致及びポーランド企業の成長・海外展開を促進するための新戦略の策定に取り組んでいるという。同戦略は9月末から10月にかけて概要が策定される見込みである。同戦略には、既に政府が発表済みのエストニア型法人税(利益を内部留保する場合は課税されず、配当として支払う際に課税される)や工場の自動化等に関する投資への支援の他、10億ズロチ以上又は1,000人以上の雇用創出を伴う投資について、行政手続の簡素化や税優遇措置を提供する案などが含まれているという。

## マクロ経済動向・統計

**ムーディーズ、ポーランドの格付けを維持【12日】**

格付け会社のムーディーズは、ポーランドの格付けを「A2」に据え置き、見通しは「安定的」とした。同社の主任分析員は、ポーランドの良好な経済見通しを踏まえ、COVID-19の影響は限定的となるとの見解を示した。フィッチ及びスタンダード・アンド・プアーズはポーランドの格付けを「A-」としており、それぞれ9月25日及び10月2日に最新の格付けを発表予定である。

**8月の物価動向【15-16日】**

中央統計局(GUS)によれば、8月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比2.9%増、対前月比0.1%減となった。サービス価格は対前年同月比6.6%増、商品価格は対前年同月比1.5%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギー

ギーを除いた8月のコア・インフレ率は対前年同月比4.0%増、対前月比同となった。

**独におけるアフリカ豚熱(ASF)の豚肉価格への影響【16日】**

独において初のアフリカ豚熱(ASF)発生が確認された後、現地市場では豚肉の購入価格が1キロ当たり1.47ユーロから1.27ユーロに14%低下した。ポーランド豚肉製造協会(Polpig)は、ASF発生により独産豚肉のアジア(特に中国)向けの輸出が停止され、独市場で供給過多が生じるであろうと見ている。その結果、ポーランド産豚肉の主な輸出先である独がポーランドからの購入を控え、反対に安価な独産豚肉のポーランドへの輸入により、国内市場の価格に影響が生じる可能性があるという。

## ポーランド産業動向

**ポーランド外科用ロボット市場動向【13日】**

当地コンサルティング会社アッパーファイナンスと調査会社PMRが発表したレポート(ポーランドの外科用ロボット市場2020)によると、ポーランドの外科用ロボット市場は、2020年から2025年にかけて、1億6,600万ズロチから5億7,000万ズロチに増加(年平均成長率28%)すると予想されている(ロボットの総売上高だけでなく、工具や使い捨て材料の購入、医療サービス自体の価格も含む)。さらに、National Health Fund(NFZ)によって、資金を提供する別のプログラムが導入された場合、市場はさらに成長するとしている。

**PKN Orlenによる水素ハブ建設計画【14日】**

ポーランド最大手の国営石油会社PKN Orlenは、ブウォツワベク(Wloclawek)での水素ハブプロジェクトのゼネコン選定プロセスを開始したと発表した(2022年上半期完成予定、1時間あたり最大600kg生成)。当該プロジェクトは水素生成施設の他、物流、流通インフラが含まれる。さらに、同社はプウォツク(Plock)でも水素ハブの建設を予定しており、トゥシェビニャ(Trzebinia)で水素技術の開発を実施している。オバイテック同CEOは、水素は将来の燃料であり、エネルギー分野だけでなく輸送分野でも幅広い用途が見込まれているため、2022年までに

競争力のある地位を確保できるように、水素技術への取り組みが強化されたと述べた。

#### 人工知能(AI)戦略の検討状況【14日】

政府のデジタル関連の委員会は、人工知能(AI)の開発戦略を承認した。同戦略では活動と目標について、短期(2023年まで)、中期(2027年まで)、長期(2027年以降)に分けて定義されている。同戦略

にはデジタル技術の発展の必要性を社会に認識させるための活動も含まれている。さらに同戦略には、初等教育に関する活動、ポーランド産業界へのAI分野に関する支援、国際舞台におけるAIの発展等についても触れられている。デジタル化省によれば、同戦略はAIの利用のための要件や条件を示しているとしている。同戦略は今後、立法作業が進められる予定となっている。

### エネルギー・環境

#### バルティックパイプライン建設計画【11日】

天然ガス輸送事業者 Gaz-System 社長は、バルティックパイプラインについて、本年スウェーデン、デンマーク、ポーランドの全ての行政許可が発効され、パイプの注文、海底部分の建設請負業者との契約を結んだと述べた。さらに、ポーランドとデンマークの着陸地点の建設現場で準備が進められ、9月にトンネル掘削の作業が開始する。来年は専門船を使った海底パイプラインの建設が始まり、現在の計画では、2025年末までに2,000km以上のパイプラインを建設予定(ポーランドとデンマークの両方でのプロジェクト全体の総費用は16億ユーロ)。また、バルティックパイプラインの完成から数年後に、フローティングLNGターミナル完成させる計画であると述べた。

#### 当地企業のヨーロッパクリーン水素同盟参加【14日】

欧州委員会は、当地天然ガス輸送事業者 Gaz-System がヨーロッパクリーン水素同盟(ECH2A)に参加することを承認した。同同盟は、輸送、産業、エネルギー、暖房などの分野で、水素の生産、輸送、貯蔵、使用を含む投資をサポートするために欧州委員会によって設立された。また、これには業界代表、国、地域、地方自治体の代表者並びに市民社会の代表者が含まれる。Gaz-System 社長は、これにより、ポーランドとEUのエネルギー転換における天然ガスの役割を促進したいと述べた。さらに、水素を含む再生可能ガスと脱炭素ガスの輸送用に資産を調整するなど、ガスインフラの新しい利用方法の導入を目的としたR&Dプロジェクトに関与していることを強調した。

#### PGG労働組合連帯のPEP2040見方【15日】

ポーランド鉱業グループ(PGG)の労働組合連帯は、2020年までのポーランドエネルギー政策(PEP2040)を「鉱業セクターから暖房、鉄鋼、自動車

産業までシレジア全体の悲劇」であり、「この地域の何十万もの雇用への脅威」であると説明した。エネルギーミックスの石炭の割合を現在の70%から2030年には56%に、2040年には11~28%に削減する政府の計画は、鉱山の急速な閉鎖と雇用の削減につながるショック療法と説明した。労働組合は、再生可能エネルギー源の投資によって創出された約30万人の雇用が安心をもたらすとは考えていない。組合は政府にEUレベルでの気候政策の引き締めを阻止し、水素の生産などの低排出形態の石炭利用を検討するよう忠告した。

#### 原子力に関する受容調査【15日】

気候省の調査によれば、原子力発電所の建設に関して、ポーランド人の57%は受け入れている一方で、20%は反対しているとしている。9月上旬に更新された2040年までのエネルギー戦略では、約1,500億ズロチの費用による6~9GWの容量の原子力発電所の建設が記載されている。また、多くのポーランド人(83%)は幅広い全国的な教育・情報プログラムが必要だと考えているとされている。また、同調査では60%のポーランド人が原子力発電所の建設計画を認識しているとされている。

#### フランスとの原子力協力【16日】

14日、初めてのポーランド・フランス原子力委員会がワルシャワで開催された。ポーランドはチェトヴェルティンスキ気候副大臣が出席し、ポーランドの原子力開発計画を説明した。一方、フランス側からは、フランス企業がポーランドの原子力発電所建設に参画を希望する意向が確認された。フランスの電力会社EDFのラメニー上級副社長(新規原子力プロジェクト担当)は、同社がポーランドの原子力計画に関心を有しており、既に原子力発電所の建設に参画できる可能性がある200社のポーランド企業を特定していることを強調した。

### **長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

9月1日には学校が再開しましたが、幼稚園、保育園の活動に制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数以降で運行、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上の距離を取ることで、公共の場では、屋外かつ1.5メートルの距離を確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。一部の地域においては、屋外であってもマスク等を着用する義務が生じています。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発信いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)



**【開催中】「日本に恋して・スウプスク市の花見」【8月15日(土)～9月19日(土)】**

スウプスク市にて、スウプスク文化センター主催による『日本に恋して・スウプスク市の花見』が開催されます。日本映画の上映、日本文化と旅行に関する講演、様々なデモンストレーション(武道やお茶など)とワークショップ(料理や合気など)が予定されています。映画の上映以外、入場は無料です。

主催: スウプスク文化センター

場所: スウプスク市のスウプスク文化センター、スウプスク文化センターの劇場「Rondo」及び喫茶店「Herbaciarnia w Spichlerzu」など

詳細: <http://www.sok.slupsk.pl/index.php/pracownie/teatr-main/3831-zakochaj-sie-w-japonii-slupskie-hanami>

**【予定】国際公演「紅い平静」(「A Vermilion Calm」)【9月19日(土)～9月20日(日)】**

ヴロツワフ市にて、ワルシャワ演劇団体による国際公演「紅い平静」(「A Vermilion Calm」)が開催されます。日本人作家(フジエ・ケイコ)の作品の室内楽オペラの初演。入場は有料です。

主催: ワルシャワ演劇団体

場所: ヴロツワフ市、イエジー・グロトフスキ・インチュート

詳細: <https://www.facebook.com/events/1329616387394749>

**【予定】ヨーロッパ子供伝統空手道選手権・ヴロツワフ2020【9月25日(金)～27日(日)】**

ヴロツワフ市にて、ポーランド伝統空手協会による『ヨーロッパ子供伝統空手道選手権』が開催されます。入場は無料です。

主催: ポーランド伝統空手協会

開催場所: ヴロツワフ市、演芸・スポーツホール「オルビタ」

**【予定】第6回日本ポーランド刀剣の日【10月3日(土)～4日(日) 9:00～18:00】**

ワルシャワ市にて、ポーランド軍事博物館主催による『第6回日本ポーランド刀剣の日』が開催されます。武道デモンストレーション、刀剣の展示会、歴史再現グループのデモンストレーションや茶道ワークショップが予定されています。

開催場所: ワルシャワ、ポーランド軍事博物館、Aleje Jerozolimskie 3

詳細: <http://www.muzeumwp.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))